

大牟田市立総合病院

「第5回経営形態検討委員会（議事要録）」

1. 日時：平成19年8月21日(火) 15:00～17:00
2. 場所：大牟田市役所 北別館 第2会議室
3. 出席者：信友委員長、西村副委員長、池田、嶋田、下川、永利、山口各委員
(事務局) 肥川、村中、東川
(オブザーバー) 中山院長、森田・末吉各副院長、村上看護部長、島内事務局長、
田中総務課長、国崎医事課長、吉田・石橋各主査
4. 議事概要
 - (1) 冒頭、下川委員より「本委員会は市の行政改革の一環として位置付けなのか？」と確認の意味の質問があり、事務局より、市長の諮問趣旨及び市の行政改革計画（集中改革プラン：H18～22年度）について簡潔に説明の上、市の行政改革の一環としての位置付けである旨を説明。委員各位も共通認識としてその旨を再認識した。
 - (2) 起草担当の永利委員から次の三つの視点の「答申骨子（案）」を提示のうえ説明。
 - 何故「いま」経営形態の見直しか
 - ・病院の新築移転（H7年）以降、全病院的な経営改善を展開し、改善の限界が認められるようになった。
 - ・ここ1～2年は単年度黒字化したが、瞬間風速的な黒字化であり、加えて年間約9億円の市や国からの税金投入（繰入金）を含んでの黒字化であること。すなわち、構造的な課題に直面している。
 - ・市や国の危機的な財政状態から、今後この税金は当て込むことが出来るのか不透明な状態にあり、病院運営の継続性及び安定性が確保出来ない。などから経営形態の見直しが「いま」必要であると考える。
 - まず診療内容の見直しこれからの市立病院の担うべき役割を改めて見直すことから始めるべきである
 - ・その責任診療圏を大牟田市および福岡県南部・熊本県北部とする
 - ・提供する診療内容を見直す
 - ・併せて、総合病院の名称を廃止する
 - 継続性の担保のために - ・持続可能な病院事業とするためには、結果責任体制を確立すること。まず財産管理と日常診療を分離し、市と病院との責任配分を明確にしたうえで、総合的に市の財政負担も軽くなるようにする。

・また、競争条件下にある病院事業を自主的に柔軟に運営できる経営形態であること。

・想定される4つの経営形態について概括説明（事務局）

(1)地方公営企業法（一部適用、全部適用）

(2)独立行政法人法（公務員型、非公務員型）

(3)指定管理者制度（大牟田市の制度導入に関する基本方針について：H17.8月制定）

(4)民間移譲

なお、当院が独法（公務員型）を採ることは法律上は困難と解される旨説明。

・ 継続可能なかつ柔軟な経営形態としては、

独法（非公務員型）または指定管理者制度（民営・非公務員型）

のみである。理由は以下の通り。

全部適用による経営の改善・変革は一部適用病院との比較で認められない、

独法も公務員型であれば経営責任体制は地方公営企業法適用病院と同様である、

一方、市民感情から民間移譲は回避したいとの合意。

（3）議論の中で答申に盛り込む方向で検討する事項としたもの

（病院がなくなるのではないかとする病院職員や市民の不安に対して）

説明会、フォーラム、出前勉強会など不安を払拭する対策

（答申後の実現を担保するため）

推進委員会 or 進捗管理委員会などの設置

実施時期

市の集中改革プラン（H18～22年度）の中の一環と言う位置づけから、平成22年度までに実現する。

以上（文責：信友）